

行政文書不開示決定通知書

中山 理司 様

国税庁長官 阪田 渉



令和4年7月8日にされた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

行政文書の名称	所得税法9条1項15号の趣旨は、「学校等の教育機関において学術等の教育・指導を受けるために必要な費用を当該教育、指導を受ける者が負担する場合において、その費用（学費）に充てるための資金として他者から給付される金品については非課税とし、税負担があることによって実質的に減額されることなくその全額をもって学術等の習得を目指す者がその習得に励むことができるようすることにある」という趣旨の記載がある、国税庁作成の文書
不開示とした理由	開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため、不開示としました。
担当 課	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話 03-3581-4161 内線3499

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

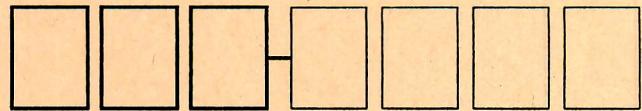
千代田霞ヶ関

04.08.22

CHIYODA KASUMI
GASEKI



ND600167 NIPPON



〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル3階

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

国税庁
〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁長官官房総務課
情報公開・個人情報保護室
NATIONAL TAX AGENCY

〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1
3-1-1, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN

TEL.03-3581-4161(代表)

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

この社会あなたの税がいきている 
税のシンボルマーク

インターネットなどから国税の申告や納税等ができる
国税電子申告・納税システム (e-Tax)
をご利用ください

詳しくは

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>
(国税庁ホームページからもアクセスできます。)

この封筒は再生紙を使用しています。